

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">教育制度委員会規程 (平成16年6月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授 各1名</p> <p>(3) 学生部長</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学身体障害学生相談室要項 (昭和55年10月1日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 室長</p> <p>(2) 研究科の教授又は助教授 各1名</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は助教授 各1名</p> <p>(3) }</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年9月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p>